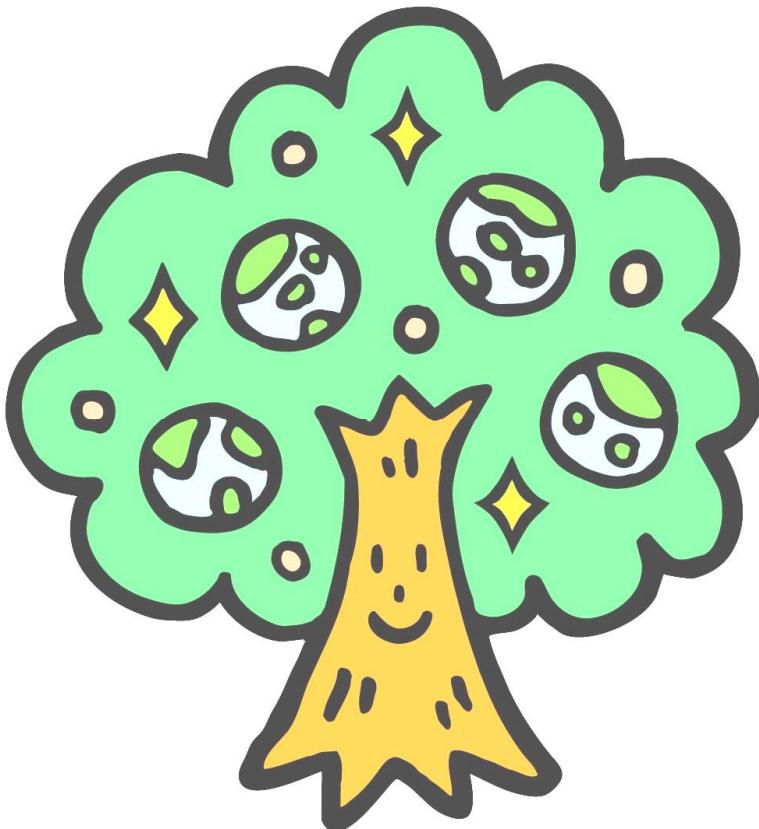


令和 6 年度（2024 年度）版

環境部事業概要

令和 5 年度（2023 年度）実績



鎌倉市環境部

目 次

■1. 総 説 ■

1. 鎌倉市の概要	1
2. 環境部の組織	
1. 2. 1 機構図	2
1. 2. 2 事務分掌	3
1. 2. 3 職員数	5
1. 2. 4 附属機関等	7
3. 計画	
1. 3. 1 鎌倉市環境基本計画	8
1. 3. 2 鎌倉市エネルギー基本計画、鎌倉市エネルギー実施計画	9
1. 3. 3. 1 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画(区域施策編)	10
1. 3. 3. 2 鎌倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	11
1. 3. 4 鎌倉市環境教育行動計画	12
1. 3. 5 鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画	13
1. 3. 6 鎌倉市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画	14
1. 3. 7 鎌倉市まち美化行動計画	15
1. 3. 8 鎌倉市クリハラリス(タイワンリス)防除実施計画	16
4. 岁入・歳出決算	
1. 4. 1 環境部の歳入の内訳	17
1. 4. 2 環境部の歳出の内訳	18
1. 4. 3 鎌倉市の歳出の内訳	19

■2. 環境事業 ■

1. 環境政策事業	
2. 1. 1 エネルギー施策の推進	20
2. 1. 2 地球温暖化対策の推進	23
2. 1. 3 鎌倉市気候非常事態宣言	24
2. 1. 4 かまくらエコアクション21の普及	25
2. 1. 5 エコショップ・エコ商店街認定制度	26
2. 1. 6 グリーン購入	27
2. 1. 7 オフィス紙ごみの資源化	28
2. 1. 8 再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金	29
2. 1. 9 環境教育の推進	30
2. 1. 10 一般廃棄物処理施設建設基金	31
2. 環境保全事業	
2. 2. 1 環境保全事業	32
2. 2. 2 環境保全団体活動に対する支援	33
2. 2. 3 深夜花火の禁止	34
3. まちの美化事業	
2. 3. 1 まち美化推進員制度	35
2. 3. 2 クリーンアップかまくら市内一斉清掃	36
2. 3. 3 まち美化統一クリーンデー	37
2. 3. 4 アダプト・プログラム	38
2. 3. 5 路上喫煙の防止	41
2. 3. 6 落書き防止	43
2. 3. 7 不法投棄の防止	44
2. 3. 8 海岸の美化	45
2. 3. 9 海浜保全	46
2. 3. 10 公衆トイレの清掃	47
2. 3. 11 鎌倉駅東口公衆トイレ募金箱	48

4. 環境衛生事業	
2. 4. 1 不快害虫駆除等の相談	49
2. 4. 2 衛生管理事業	49
 ■3. 資源物やごみの処理 ■	
1. 処理の概要	
3. 1. 1 資源物とごみの収集	50
3. 1. 2 資源物とごみの処理の流れ	51
3. 1. 3 ごみ収集地域	52
3. 1. 4 ごみ収集車両など	53
3. 1. 5 名越クリーンセンター周辺環境調査	54
3. 1. 6 ごみ処理の広域化	55
3. 1. 7 生ごみの資源化	57
3. 1. 8 名越クリーンセンターの延命化	58
3. 1. 9 新焼却施設の整備	59
3. 1. 10 家庭系ごみ有料化の実施	60
2. 資源化・ごみ処理	
3. 2. 1 資源化事業(飲食用カン・BIN、植木剪定材)	61
3. 2. 2 資源化事業(紙パック・ミックスペーパー、紙類・布類)	62
3. 2. 3 資源化事業(ペットボトル、容器包装プラスチック、製品プラスチック)	63
3. 2. 4 資源化事業(使用済飲食用油、羽毛布団、粗大・臨時ごみ)	64
3. 2. 5 資源化事業(不燃ごみ、廃蛍光管・廃乾電池)	65
3. 2. 6 資源化事業(燃やすごみ、焼却残さの溶融固化)	66
3. 2. 7 資源化事業(生ごみ処理機購入費助成制度、生ごみ処理機直接販売制度、大型生ごみ処理機設置事業)	67
3. 啓発事業	
3. 3. 1 市民への啓発(その1)	69
3. 3. 2 市民への啓発(その2)	71
3. 3. 3 かまくらプラごみゼロ宣言	73
3. 3. 4 若年層への啓発	75
3. 3. 5 事業者への啓発	76
3. 3. 6 声かけふれあい収集	77
4. し尿の処理	
3. 4. 1 し尿処理事業	78
 ■4. 動物の保護管理事業 ■	
1. 動物愛護事業	
4. 1. 1 犬の登録等及び狂犬病予防集合注射	79
4. 1. 2 飼い猫の不妊又は去勢手術費の補助等	80
4. 1. 3 マイクロチップ装着・登録費の補助等	81
2. 野生動物の保護管理事業	
4. 2. 1 傷病野生動物の保護	82
4. 2. 2 野生動物への餌付け行為削減に向けた啓発活動	82
4. 2. 3 野生動物による被害対策	83

□ 資 料 編 □

■1. 鎌倉市の環境	
1. 1 各種環境調査	
① 鎌倉市の二酸化炭素排出量推定結果	84
② 酸性雨(pH 測定結果)	84

③ 一般環境大気測定局における環境基準の適合状況	85
④ 一般大気の環境基準の適合状況	85
⑤ ダイオキシン類大気調査結果	85
⑥ 光化学スモッグの注意報発令日数及び被害者数の推移	86
⑦ 自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況	86
⑧ BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準適合状況	86
⑨ 河川(水質)のダイオキシン類測定結果	87
⑩ 河川(底質)のダイオキシン類測定結果	87
⑪ 地盤沈下水準測量調査結果	87
⑫ 自動車騒音の面的評価	87
⑬ 環境騒音の環境基準適合状況	88
1. 2 排ガス中のダイオキシン類濃度の排出基準と測定結果	89
1. 3 環境部所管の施設	90

■2. 一般廃棄物処理施設の概要

2. 1 ごみ処理施設(焼却施設) 名越クリーンセンター	91
2. 2 ごみ処理施設(中継施設) 今泉クリーンセンター	92
2. 3 ごみ処理施設 畠田リサイクルセンター	93
2. 4 し尿処理施設 深沢クリーンセンター	94

■3. ごみ処理等の統計

3. 1 月別ごみ焼却量の推移	95
3. 2 年度別ごみ処理量	96
3. 3 家庭系ごみ質(燃やすごみ)組成調査概要	97
3. 3. 1 事業系ごみ質(燃やすごみ)組成調査概要	98
3. 4 生ごみ処理機年度別普及台数と申請件数・助成台数	99
3. 5 ごみの収集・処理に係る委託経費	100
3. 6 主な資源物の売却額	101
3. 7 ごみの量の全国との比較	102
3. 8 リサイクルの全国との比較	103

■4. 決算額の集計

4. 1 令和5年度事業費ごとの決算額一覧	104
-----------------------	-----

■5. 事業年表

5. 1 環境部事業年表	105
--------------	-----

	1. 総 説	
	1. 鎌倉市の概要	



- ◆人口 170,919人 男：80,193人 女：90,726人
- ◆世帯 77,184世帯
※令和6年（2024年）4月1日現在
- ◆面積 39.66平方キロメートル
- ◆観光客数 約1,228万人
- ◆海水浴客数 約25万人
※記者発表資料より

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日
鎌倉市

鎌倉市民憲章

昭和48年11月3日 制定

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

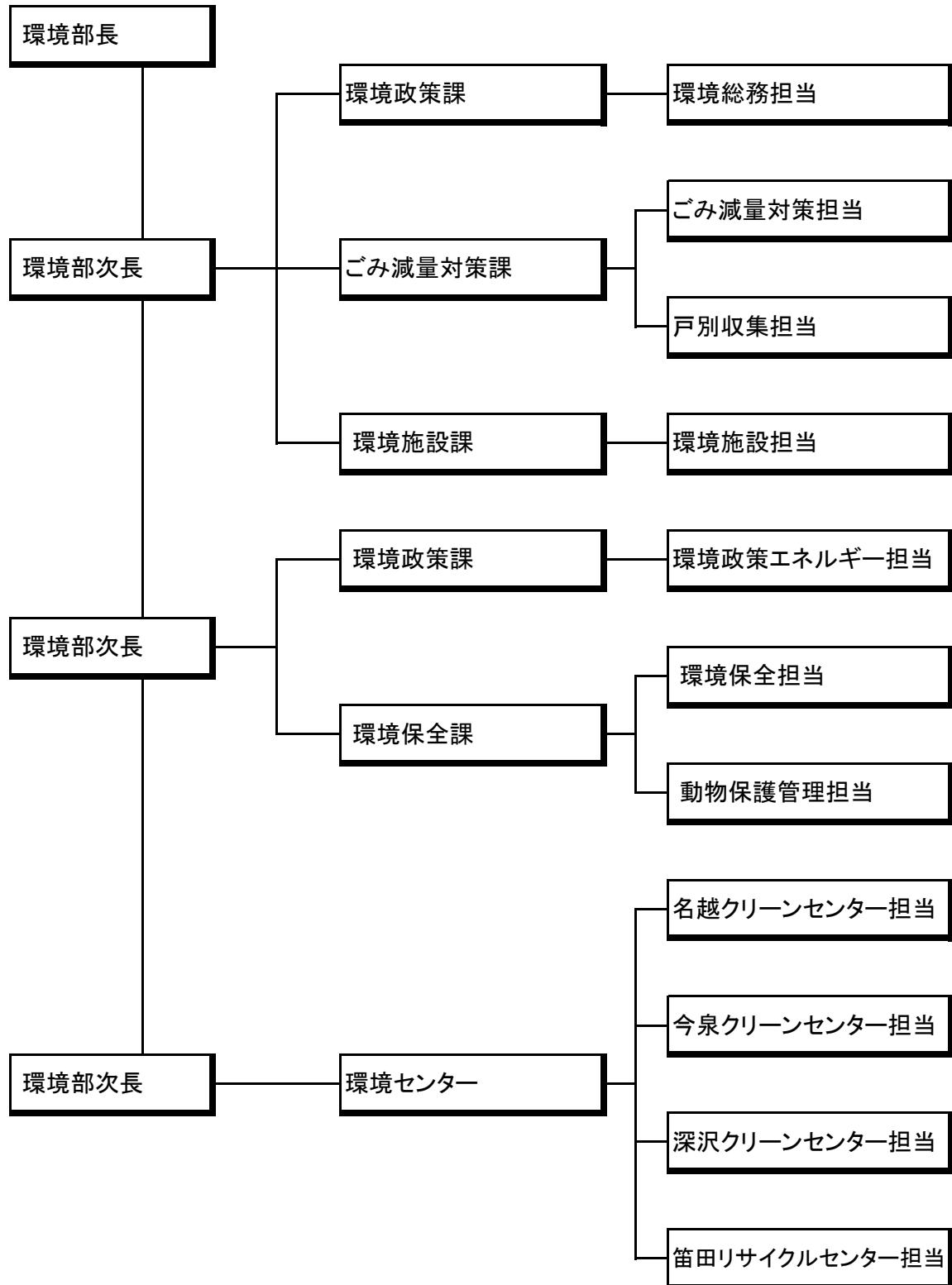
本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帶意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

	1. 総 説	
	2. 環境部の組織	

1. 2. 1 機構図

令和6年(2024年)4月1日現在



※ 記載の順番は機構順ではありません。

	1. 総 説	
	2. 環境部の組織	

1. 2. 2 事務分掌

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日現在

環境政策課

- 1 部内の事務事業に関する企画、調整及び推進についての事項
- 2 部内の予算及び経理の総括についての事項
- 3 部内の庶務についての事項
- 4 環境政策及びエネルギー政策に関する総合的企画、調整及び推進についての事項
- 5 環境施策及びエネルギー施策による事業の推進についての事項
- 6 環境教育の推進に関する総合的企画及び調整についての事項
- 7 環境保全意識の普及及び啓発並びに環境保全行動指針についての事項
- 8 環境アセスメントについての事項
- 9 環境審議会についての事項

ごみ減量対策課

- 1 循環型社会の形成に関する総合的企画、調整及び推進についての事項
- 2 廃棄物の処理及び清掃事業の計画、調整及び実施についての事項
- 3 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業についての事項
- 4 一般廃棄物の処理等に関する諸統計及び報告についての事項
- 5 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用についての事項
- 6 廃棄物減量化及び資源化推進審議会についての事項

環境施設課

- 1 一般廃棄物処理施設の整備計画及び建設についての事項
- 2 ごみ処理広域化事業についての事項
- 3 最終処分場の管理についての事項
- 4 生活環境整備審議会についての事項

環境保全課

- 1 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)、悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)及び振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)による届出の受理等及び改善勧告命令等についての事項
- 2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年神奈川県条例第 35 号)による届出等の受付等及び事業所に対する改善命令等についての事項
- 3 公害防止に関する調査、測定、分析、対策及び指導、助言等についての事項
- 4 深夜花火の防止対策に関する総合的調整についての事項
- 5 まちの美化についての事項
- 6 路上喫煙の防止についての事項
- 7 まち美化推進協議会についての事項

	1. 総 説	
	2. 環境部の組織	

- 8 落書きの防止についての事項
- 9 廃棄物の不法投棄の防止についての事項
- 10 公衆トイレの維持及び清掃についての事項
- 11 あき地の環境保全についての事項
- 12 海浜の環境保全についての事項
- 13 ねずみ族及び衛生害虫の相談についての事項
- 14 災害時等の消毒についての事項
- 15 墓地等の経営の許可等についての事項
- 16 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道等の衛生対策についての事項
- 17 犬の登録、狂犬病予防注射済票交付事務等についての事項
- 18 野生鳥獣の保護及び捕獲についての事項

環境センター

- 1 名越クリーンセンター、今泉クリーンセンター、深沢クリーンセンター 及び笛田リサイクルセンターの管理についての事項
- 2 ごみの収集・運搬作業の計画及び実施についての事項
- 3 ごみの減量化の指導及び資源化の実施についての事項
- 4 清掃車両の整備計画及び管理についての事項
- 5 清掃作業の指導についての事項
- 6 清掃器具及び資材の整備についての事項
- 7 一般廃棄物処理手数料（し尿を除く。）及び産業廃棄物処分費用についての事項
- 8 ごみの処理についての事項
- 9 ごみ処理施設の運転及び維持管理についての事項
- 10 ごみの理化学試験及び処理対策についての事項
- 11 し尿の処理についての事項
- 12 し尿処理設備等の運転及び維持管理についての事項
- 13 し尿の理化学試験及び処理対策についての事項
- 14 廃棄物の再利用に関する啓発及び推進についての事項
- 15 資源物の処理についての事項
- 16 資源物処理施設の運転及び維持管理についての事項



名越クリーンセンター



笛田リサイクルセンター

1. 総 説
2. 環境部の組織

1. 2. 3 職員数

令和6年（2024年）4月1日現在

区分	事務	技術	技能 労務職 職員	再任用 職員	任期付 短時間 勤務職員	会計 年度 職員	計	備考
環境部長		1					1	
環境部次長	3						3	環境政策課担当課長兼務 1人 環境施設課長兼務1人 環境センター担当課長兼務1人
環境政策課	7(2)					2	9(2)	
課長	1(1)						1(1)	
課長補佐	1						1	環境総務担当担当係長兼務
環境総務担当	2(1)					1	3(1)	
環境政策エネルギー担当	3					1	4	
ごみ減量対策課	14(1) 【1】				1	22	37(1) 【1】	
課長	2						2	
課長補佐	1						1	ごみ減量対策担当担当係長兼務
ごみ減量対策担当	8(1)				1	20	29(1)	
戸別収集担当	3 【1】					2	5 【1】	【環境センター課長補佐兼務1人】
環境施設課	2(1) 【1】	1 【2】		1 【1】		1	5(1) 【4】	
課長	(1) 【1】						(1) 【1】	【環境センター担当課長兼務1人】
環境施設担当	2	1 【2】		1 【1】		1	5 【3】	【環境センター課長補佐兼務2人】、環境センター（笛田リサイクルセンター担当）兼務1人】 週38時間45分勤務1人
環境保全課	8(1)	1	2	1		8	20(1)	
課長	1						1	
課長補佐	1						1	環境保全担当担当係長兼務1人
環境保全担当	3 (1)	1	2	1		3	10(1)	週23時間15分勤務
動物保護管理担当	3					5	8	

1. 総 説
2. 環境部の組織

区分	事務	技術	技能 労務職 職員	再任用 職員	任期付 短時間 勤務職員	会計 年度 職員	計	備考
環境センター	6(3) 【1】	2(6) 【1】	31(1)	20(2)		26	85(12) 【2】	
担当課長	2 (1) 【1】						2(1) 【1】	笛田リサイクルセンター 担当担当係長兼務1人 【ごみ減量対策課担当 課長兼務1人】
課長補佐	1	2					3	名越クリーンセンター 担当担当係長、今泉クリー ンセンター担当担当係長、深沢クリーンセン ター担当担当係長、笛田 リサイクルセンター担 当担当係長兼務1人、名 越クリーンセンター担 当担当係長、今泉クリー ンセンター担当担当係 長兼務1人、今泉クリー ンセンター担当担当係 長兼務1人
名越クリーンセ ンター担当		(2)	4	3		8	15(2)	週38時間45分勤務3 人
今泉クリーンセ ンター担当	3 (1)	(2) 【1】	25	15		15	58 (3) 【1】	【環境施設課兼務1人】 週38時間45分勤務13 人、 週31時間勤務1人、 週23時間15分勤務1人
深沢クリーンセ ンター担当		(1)	2	(2)		1	3 (3)	笛田リサイクルセンタ 一担当担当係長兼務1 人 笛田リサイクルセンタ 一担当兼務1人
笛田リサイクル センター担当	(1)	(1)	(1)	2		2	4(3)	深沢クリーンセンター 担当兼務2人 週38時間45分勤務1人 週23時間15分勤務1人
合 計	40 【3】	5 【3】	33	22 【1】	1	59	160 【7】	

(注1) ()書きは他の職を兼務 例: 次長と課長もしくは課長補佐と係長

(注2) 【 】書きは他課からの職を兼務

1. 総 説	
2. 環境部の組織	

1. 2. 4 附属機関等

令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日現在

鎌倉市環境審議会 (平成 6 年 (1994 年) 12 月設置)

市長の諮問に応じ、市における環境保全についての基本事項又は重要事項を調査審議するとともに、環境の保全に関する事項について、市長に意見を述べる事ができる組織。

委員 15 人以内 (鎌倉市環境基本条例第 17 条第 5 項)。第 14 期 (任期 : 令和 4 年 10 月 17 日～令和 6 年 10 月 16 日) の委員は 8 人 (学識経験者 4 人、市民 1 人、事業者 3 人)

かまくら環境保全推進会議 (平成 9 年 (1997 年) 8 月設置)

環境基本計画や環境保全行動指針に基づき市民、事業者、市が協働して環境保全の施策を積極的に推進するための組織。

委員 9 人 (市民 5 人、事業者 2 人、環境保全団体 2 人) 平成 29 年 (2017 年) 8 月 9 日決裁の要綱一部改正で、委員人数を 18 人以内から 10 人以内とした。 (平成 27、28 年度 (2015、2016 年度) 委員 18 人 (市民 10 人、事業者 3 人、環境保全団体 5 人)) (鎌倉市環境基本条例第 18 条第 2 項)

鎌倉市環境施策推進協議会 (平成 6 年 (1994 年) 5 月設置)

市の環境保全施策推進のための全庁的な体制として、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境保全の施策を推進するための組織。

委員 21 人 (副市長 2 人、部長等 19 人) (鎌倉市環境基本条例第 18 条第 1 項)

鎌倉市生活環境整備審議会 (昭和 39 年 (1964 年) 6 月設置)

本市における生活環境の整備を図り、近代都市としての健全な発展及び公衆衛生の向上に必要な改善を加えるため、重要事項を調査審議する組織。

委員 5 人 (学識経験者) (鎌倉市生活環境整備審議会条例第 4 条)

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会 (平成 5 年 (1993 年) 4 月設置)

市、事業者及び市民の相互の協力及び連携の下に減量化及び資源化を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、調査審議するための組織。

委員 10 人 (学識経験者 6 人、関係団体等の代表者 3 人、公共的団体等の代表者 1 人) (鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第 8 条)

鎌倉市まち美化推進協議会 (平成 13 年 (2001 年) 4 月設置)

市、市民、事業者、滞在者等の協働によるまちの美化の推進についての基本的事項及び重要事項を調査審議するための組織。

委員 10 人。 (学識経験者 1 人、市民 2 人、市民活動団体 2 人、事業者 2 人、公共的団体の代表 3 人) (鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例第 11 条)

鎌倉市エネルギー施策推進委員会 (平成 24 年 (2012 年) 9 月設置)

市のエネルギー施策推進のための取組方針を示し、円滑な事業実施を図るための組織。

委員 11 人 (副市長 2 人、部長 9 人) (鎌倉市エネルギー施策推進委員会設置要綱第 3 条)

鎌倉市住居における物品等の堆積による不良な状態の解消に関する審議会 (平成 30 年 (2018 年) 7 月設置)

市民が居住する建物等における物品等の堆積による不良な状態の発生を未然防止するとともに、不良な状態の解消を図り、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を審議する組織。

委員 7 名 (学識経験者 3 名、公共的団体等の推薦者 4 名)

1. 3. 1 鎌倉市環境基本計画

策定、目的と役割

鎌倉市環境基本計画は、平成 6 年（1994 年）に制定された環境基本条例の理念を実現するため、平成 17 年度（2005 年度）までの計画として平成 8 年（1996 年）2 月に策定されたもので、良好な環境を保全することはもとより、より良い環境の創造をめざし、市民、事業者、滞在者、行政が協働して総合的、計画的に施策を推進していくための指針として大きな目的を持っています。

改訂経過

平成 18 年（2006 年）3 月に環境問題に関する状況の変化や新たな課題に対応するため、その一部を改訂し、平成 18 年度（2006 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までを計画期間とする第 2 期鎌倉市環境基本計画を策定しました。

第 2 期鎌倉市環境基本計画の策定から 5 年が経過した平成 23 年（2011 年）3 月には、基本的にそれまでの計画の目標等を継承しつつ、主に目標を達成するための指標や施策等を現状に即して見直し、第 2 期改訂版を策定しました。第 3 次鎌倉市総合計画を環境面において補完する行政計画として、さまざまな施策に環境の視点を通し、各施策に総合的な関連性を持たせています。

その後、平成 25 年（2013 年）4 月に東日本大震災を契機とする国のエネルギー政策の見直しや放射能問題など社会的事情に配慮し第 2 期改訂版の一部改訂を行ないました。

そして第 2 期鎌倉市環境基本計画の期間の最終年度である平成 27 年度（2015 年度）に、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）を計画期間とする第 3 期鎌倉市環境基本計画を策定しました。第 3 期では、地球温暖化の影響とみられる近年の集中豪雨や甚大な被害が予測される地震災害等に対応するため、第 2 期で定めた 7 つの目標の柱に、新たに「災害と環境への取り組み」を追加しました。また、環境基本計画との関連が強い「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画」及び「鎌倉市環境教育行動計画」を第 3 期から環境基本計画と合わせて、一つの冊子にまとめています。

その後、令和 4 年（2022 年）5 月に第 3 期鎌倉市環境基本計画の策定から 5 年が経過したことや、国の 2050 年カーボンニュートラルに向けた動向を踏まえるとともに、「持続可能な社会の実現に向けた SDGs の考え方」や「温室効果ガスの更なる削減、脱炭素化に向けた取組、頻発する異常気象や激甚化する災害等気候変動による影響への対応」などにポイントを置いて一部改訂を行いました。

進行管理

環境基本計画の 16 の具体的な目標における指標等の進行状況は年度ごとに把握し、かまくら環境白書にまとめ公表しています。市民、事業者、環境保全団体等で構成する「かまくら環境保全推進会議」からの意見や諮問機関である「鎌倉市環境審議会」の点検・評価を得ながら、施策の立案、見直しを行ない、目標実現に向け効率的な施策の推進を図っています。

! MEMO 「鎌倉市環境基本条例の 3 つの理念」とは

- 鎌倉市環境基本条例では、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として、3 つの基本理念を掲げています。
- ①環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
 - ②環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行われなければならない。
 - ③地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

	1. 総 説	
	3. 計 画	

1. 3. 2 鎌倉市エネルギー基本計画、鎌倉市エネルギー実施計画

策定の経過

本市は、「鎌倉市環境基本計画」及び「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、エネルギーへの取り組みを実施してきました。しかし平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機に、国内のエネルギー政策の方向性は、抜本的な見直しを迫られました。

このような状況の中、平成 24 年（2012 年）7 月に「鎌倉市エネルギー条例」が議員提案により制定され、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、施策に関する基本的な方針を示す計画を策定することが定められました。平成 24 年（2012 年）9 月には、庁内に「鎌倉市エネルギー施策推進委員会」を設置し、実現可能な施策から順次事業展開を図っています。

そして、平成 26 年（2014 年）3 月に、国、県の動向を意識しながら、鎌倉市環境基本計画の内容を踏まえ、エネルギー部分に特化した個別計画として、本市にふさわしいエネルギー施策の方向性を示す「鎌倉市エネルギー基本計画」を、平成 26 年度（2014 年度）には、この鎌倉市エネルギー基本計画で示した目標等を実現するために、具体的に実施している施策、市民及び事業者等による取り組みについて掲載した「鎌倉市エネルギー実施計画」を策定しました。「鎌倉市エネルギー基本計画」及び「鎌倉市エネルギー実施計画」に基づく施策の執行状況については「エネルギー施策実施状況報告書」にまとめ、毎年公表しています。

また、「エネルギー基本計画」は、「鎌倉市エネルギー条例」において少なくとも 3 年ごとに検討し、必要に応じて見直すと規定されており、国や世界的な情勢の変化を受けて、平成 29 年（2017 年）3 月、鎌倉市エネルギー基本計画の改訂を行い、あわせて鎌倉市エネルギー実施計画も改訂し、冊子も一冊にまとめました。

計画の位置づけ

市では、第 3 次鎌倉市総合計画基本構想において、市の将来都市像を「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」と定めています。さらに、将来目標の 1 つとして「省エネルギーを進めるとともに、再生可能なエネルギーの創出を推進する」ことを掲げています。

また、第 3 期鎌倉市環境基本計画では、同計画で示した環境理念を実現するための具体的な目標の 1 つとして「エネルギーの有効利用」を掲げ、「家庭や事業所における省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入を促進するとともに、効率的なエネルギーの利用の促進や脱炭素まちづくりの推進」を図ることとしています。

鎌倉市エネルギー基本計画は、環境基本計画における「エネルギーの有効利用」の施策の展開を図るために個別計画として位置づけ、総合計画及び環境基本計画と整合性を取りながら施策を進めています。

計画期間及び目標

平成 26 年度（2014 年度）から令和 12 年度（2030 年度）まで（中間目標は、令和 2 年度（2020 年度））

目標 ①市内の年間電力消費量

平成 22 年度（2010 年度）比で令和 2 年度（2020 年度）にマイナス 10%、令和 12 年度（2030 年度）にマイナス 20%

目標 ②市内の年間電力消費に対する再生可能エネルギー等による発電量の割合

令和 2 年度（2020 年度）に 10%、令和 12 年度（2030 年度）に 25%

	1. 総 説	
	3. 計 画	

1. 3. 3. 1 鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）

計画の目的

地球温暖化は、現在の私たちの生活による環境への負荷が大きな要因となり、将来にわたってまで地球環境に大きな影響を及ぼす可能性があります。

私たちは、地球上のあらゆる人々が、良好な環境の中で生活することができる社会を創り上げ、将来世代に引き継いでいかなければなりません。

本計画では、市域における地球温暖化対策にできるだけ速やかにまた継続的に取り組んでいく必要があるため、各主体別の温室効果ガスの削減目標を設定し、その目標達成のための具体的な取組及び推進体制を示しています。

削減対象ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）では、7種類のガスを温室効果ガスとして規定していますが、鎌倉市域で排出される温室効果ガスの大部分は二酸化炭素が占めることから、本市では二酸化炭素のみを対象とします。

※フロン類への対応については、環境基本計画に掲げた施策と一体的に推進します。

対象期間

平成28年度（2016年度）から令和12年度（2030年度）までを対象期間とし、少なくとも5年ごとに国の温暖化対策や世界的な動向を踏まえて見直しを行います。

目標値

『温暖化緩和策に関する目標』

市域における令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量を、平成25年度（2013年度）に比べ46%削減する。

『温暖化適応策に関する目標』

気候変動適応を推進し、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す

計画の位置づけ

本市では温対法に基づき、平成20年（2008年）3月に鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、推進してきましたが、平成28年（2016年）3月には、国、県の地球温暖化対策と整合を図りながら、この地域推進計画を引き継ぎ発展させた計画として鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画を策定しました。

この計画は、温対法第19条第2項に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）として位置づけられるとともに、「鎌倉市環境基本条例」に基づき策定された「第3期鎌倉市環境基本計画」の目標項目の一つである「地球環境」の目標を実現するための施策や取り組みを具体化する計画として推進しています。併せて、令和4年度（2022年度）の改訂により平成30年（2018年）6月に制定された気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けます。

	1. 総 説	
	3. 計 画	

1. 3. 3. 2 鎌倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

計画の目的

平成 28 年（2016 年）5 月に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体については、エネルギー起源二酸化炭素排出量を約 40% 削減することとしています。この約 40% 削減を目指して、本市が実施している事務・事業に伴って排出するエネルギー起源の温室効果ガスの削減目標や削減に向けての取組などを定めた「鎌倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、地球温暖化対策を推進しています。

削減対象ガス

温対法では、7 種類のガスを温室効果ガスとして規定しています。このうち本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の 3 種類です。

対象期間

令和 2 年度（2020 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 11 年間を対象期間とし、策定から 5 年後に見直しを行うことを基本としますが、情勢等が大きく変化した場合は、その都度見直しを行います。

目標値

削減目標：平成 25 年度（2013 年度）比で令和 12 年度（2030 年度）までにエネルギー起源 CO₂ 排出量の 40.2% 削減

削減目標量：8,696t-CO₂

計画の位置づけ

鎌倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、温対法第 21 条第 1 項の規定により市町村等に策定が義務付けられている計画で、根拠法及び国の計画、また、本市の上位関連計画等を踏まえ策定しました。

1. 総 説	
3. 計 画	

1. 3. 4 鎌倉市環境教育行動計画

策定の経過

平成 19 年度（2007 年度）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に基づき、また、「第 2 期鎌倉市環境基本計画」の目標の一つである「環境教育の推進」を達成するための実行計画として、「鎌倉市環境教育推進計画」を策定しました。

この「鎌倉市環境教育推進計画」は平成 27 年度（2015 年度）までの計画であることから、さらなる環境教育の推進を図るため、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、環境教育等促進法）」第 8 条 1 項の規定に則り、本市の自然的・社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画に関する行動計画として、「鎌倉市環境教育行動計画」を策定しました。

計画の目標

意欲的に環境保全に取り組む人を育てます。

※第 3 期鎌倉市環境基本計画の目標項目「環境教育」で定める目標を本計画の目標としています。

計画の期間

本計画は、「第 3 期鎌倉市環境基本計画」に基づき、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までを計画期間としています。

計画の位置づけ

本計画は、環境教育等促進法第 8 条の規定に基づく「環境教育行動計画」に位置づけられるとともに、第 3 期鎌倉市環境基本計画の目標の項目「環境教育」における目標を達成するための施策の体系等を示し、環境基本計画の構成の一部としても位置づけています。

1. 総 説
3. 計 画

1. 3. 5 鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画

策定の趣旨

資源の消費を抑制し、環境への負荷を出来るだけ少なくする循環型社会の形成は、今日の国際的な課題となっています。

鎌倉市では、ごみの減量・資源化を推進するため、平成2年（1990年）から「ごみダイエット運動」を展開し、平成8年（1996年）11月には燃やすごみを減らす「ごみ半減都市宣言」を行いました。平成9年（1997年）からは家庭から排出される廃棄物の5分別収集を開始し、積極的に資源の再生利用に取り組んできました。

本市のごみと生活排水の処理のあり方について定めた「一般廃棄物処理基本計画」を平成3年（1991年）9月に策定し、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とした「第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画」の実施状況を踏まえ、平成28年（2016年）10月に令和7年度（2025年度）を目標年度とした「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画」を策定しました。

計画の期間

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間です。

計画の見直しに向けた取組

平成31年（2019年）3月の「将来のごみ処理体制についての方針」の公表、令和2年（2020年）8月の「鎌倉市、逗子市、葉山町ごみ処理広域化実施計画」の策定や、令和元年（2019年）10月の「食品ロス削減の推進に関する法律」の施行、平成30年（2018年）10月の「かまくらプラごみゼロ宣言」、SDGs未来都市としての選定等の経緯を踏まえ、見直しを行いました。令和2年（2020年）1月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に諮問し、協議を重ねて素案を取りまとめ、令和3年（2021年）2月中旬から意見公募（パブリックコメント）を実施の上で審議を重ね、同年6月に答申を得たのち、計画を一部改定しました。

引き続き環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、計画期間満了後の令和8年度（2026年度）からの第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画の策定について、令和6年度（2024年度）中に検討を開始する予定です。

計画の性格

鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に規定される一般廃棄物処理基本計画を構成する計画であり、循環型社会の形成を目指す本市におけるごみ処理の基本方針や方法を明らかにするものです。

! MEMO 「循環型社会」とは

第一に製品等が廃棄物等になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等については、できるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分されることが徹底されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会とされています。

1. 3. 6 鎌倉市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画

策定の趣旨

河川や海域等の公共用海域の水質を保全し、快適な生活環境を維持・創造することは、地方公共団体にとって重要な課題となっています。

鎌倉市は、公共下水道の整備を進め、計画的に環境衛生の向上に努めるとともに、周辺の環境と調和したまちづくりの実現に向けて、し尿などの生活排水の処理に取り組んできました。

本市のごみと生活排水のあり方について定めた「一般廃棄物処理基本計画」を平成3年（1991年）9月に策定し、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とした「第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画」の実施状況を踏まえ、平成28年（2016年）10月に令和7年度（2025年度）を目標年度とした「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画」を策定しました。

本計画に基づき、より快適で豊かな水環境の創出を推進していきます。

計画の期間

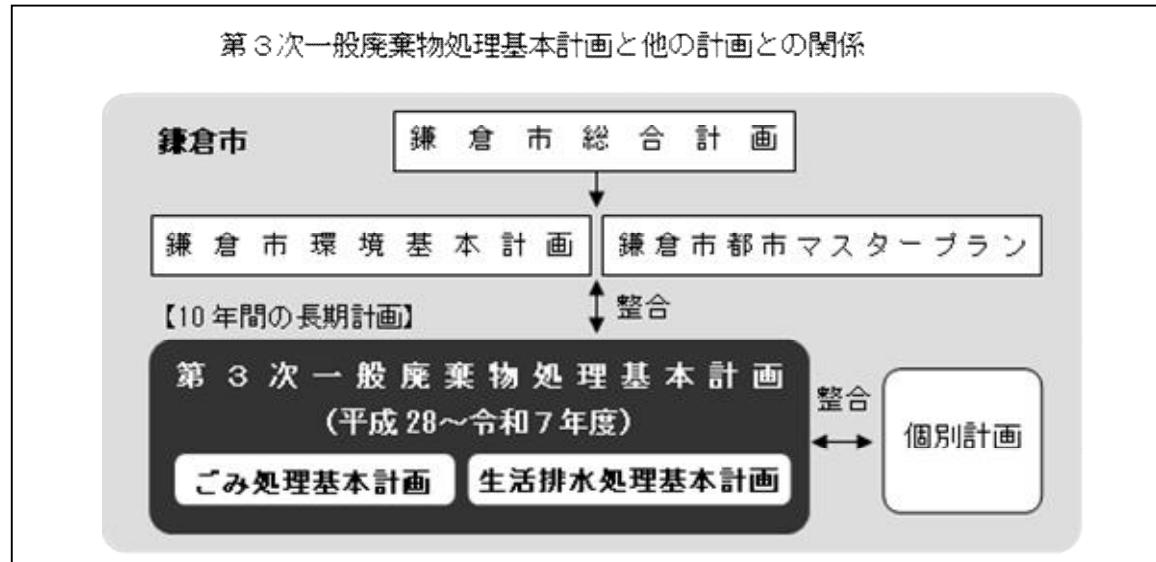
第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間です。

計画の見直しに向けた取組

計画期間満了後の令和8年度（2026年度）からの第4次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画活排水処理基本計画の策定について、令和6年度（2024年度）中に検討を開始する予定です。

計画の性格

鎌倉市一般廃棄物処理基本計画生活排水処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に規定される一般廃棄物処理基本計画を構成する計画であり、循環型社会の形成を目指す本市における生活排水処理の基本方針や方法を明らかにするものです。



1. 3. 7 鎌倉市まち美化行動計画

策定の経過

鎌倉市では、ごみの散乱のない美しいまちをつくるため、平成13年(2001年)3月に鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（クリーンかまくら条例）を制定しました。そして、同年10月に、市、市民、事業者、滞在者が果たすべき役割に応じた、それぞれの具体的な取組を「第1次鎌倉市まち美化行動計画」として策定して以降、これまでに4次にわたり鎌倉市まち美化行動計画を策定し、市民との協働によりさまざまな事業を実施し、成果をあげてきました。

また、平成16年(2004年)12月に、まちの美観及び良好な都市環境を保持することを目的とする鎌倉市落書き防止条例を制定し、3次にわたり、鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を策定し、市民や関係機関との連携・協働により快適な生活環境の保全に努めてきました。

前計画の成果や課題を踏まえ、落書きの形態も多様化していることから、落書きもまち美化の一環として取り組めるよう、鎌倉市まち美化行動計画と鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を一本化することとし、令和2年(2020年)3月に「第5次鎌倉市まち美化行動計画」を策定し、第5次鎌倉市まち美化行動計画に基づき、取組を推進しています。

計画の期間

第5次 令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）まで

特 徴

この計画では、市民、事業者、滞在者等と行政が連携して効果的かつ継続的な取組を進めるため、それぞれの実施主体別に、役割を設定しています。

また、第5次鎌倉市まち美化行動計画では、次に掲げる事項を特徴とした、より具体的な取組を示しています。

- 1 落書きの形態はさまざまであることから、まち美化の一環として、鎌倉市まち美化行動計画と鎌倉市落書きのないまちづくり行動計画を合わせ、一体的に推進します。
- 2 これまでの美化活動を継続しつつ、環境意識の高い事業者との協働により、美化活動の重要性を効果的に伝え、さらに来訪者がごみの持ち帰りを行うように啓発を繰り返すなど活動を広げていきます。
- 3 海洋プラスチックごみの削減に寄与するため、国や神奈川県と連携し海岸の美化活動を推進します。
- 4 全市域の道路や公園、広場、屋外の公共の場所を禁煙区域に指定します。
- 5 第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画にあわせて、SDGsの理念を反映します。

進行管理

- 1 市が実施する事業について、目標を設定します。
- 2 各事業の実施状況を把握し、その評価を行います。
- 3 実施した事業の状況等を広報紙やホームページで公開します。

	1. 総 説	
	3. 計 画	

1. 3. 8 鎌倉市クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画

策定の経過

クリハラリス（タイワンリス）は台湾や東南アジアから日本に来た外来種です。生息域は拡大傾向にあり、生活環境への被害にとどまらず生態系への深刻な影響も懸念される状況になっています。

こうしたことから鎌倉市では、これまで生活環境への被害に向けた対策として「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号）に基づき捕獲を許可してきましたが、生態系への影響を排除するには至りませんでした。そこで、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月2日法律第78号）に基づく防除実施計画を策定し、従前よりさらに踏み込んだ対策を図ることとしました。

計画の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

計画の目標

クリハラリスの個体数削減を図り、「生態系への影響・生活環境への被害・農林業被害」の低減をめざします。

実施の方法

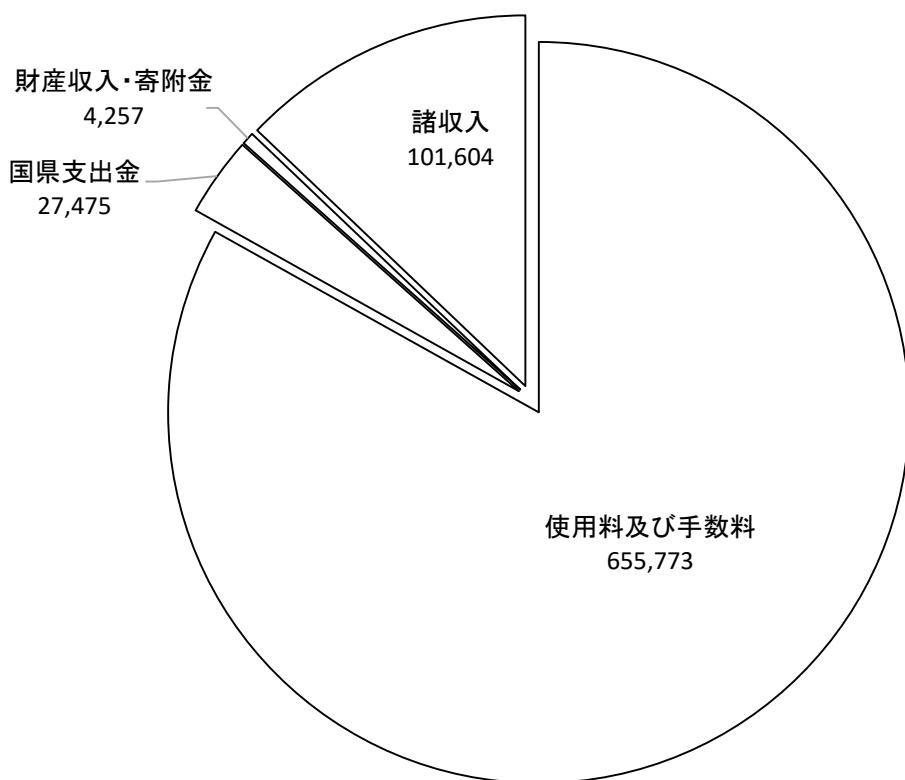
被害に遭われた市民等を中心に、自治町内会や農業者団体、自然環境の保全に取り組んでいる市民や団体等に捕獲への協力を呼びかけ、捕獲に従事するとして届出があった者（以下「従事者」という。）を従事者台帳へ登録し管理するとともに従事者証等を交付し、クリハラリスの捕獲に用いる「はこわな」（以下「捕獲器」という。）を貸出します。捕獲した個体は、できる限り苦痛を与えない方法（二酸化炭素による処分）により殺処分し焼却等により適切に処理します。

捕獲器の設置場所は、従事者が所有等する敷地内や市有緑地等、適切な管理が可能なエリアとします。

1. 4. 1 環境部の歳入の内訳

令和5年度(2023年度) 鎌倉市 一般会計歳入	71,840,324千円
環境部の歳入	789,109千円
一般会計歳入に対する割合	1.10%

(千円)



主なもの		
使用料及び手数料	・・・	ごみ処理手数料
諸収入	・・・	資源物売却費
国県支出金	・・・	交付金など

※単位未満の数値がある場合には、原則として四捨五入しているため、合計が各項目の和と一致しない場合があります。

1. 4. 2 環境部の歳出の内訳

令和5年度(2023年度)
環境部所管の歳出
(人件費含む)



じん芥処理費
2,927,620

じん芥処理費の内訳(千円)

ごみ収集事業	981,240
ごみ資源化事業	526,984
3R推進事業	40,784
廃棄物処理施策推進事業	420,683
最終処分事業	129,666
ごみ処理広域化計画推進事業	18
名越クリーンセンター管理運営事業	517,156
今泉クリーンセンター管理運営事業	130,576
名越クリーンセンター収集事業	3,084
今泉クリーンセンター収集事業	14,737
笛田リサイクルセンター管理運営事業	162,692

※その他は、10款国県支出金等返還金及び45款海浜保全事業です。

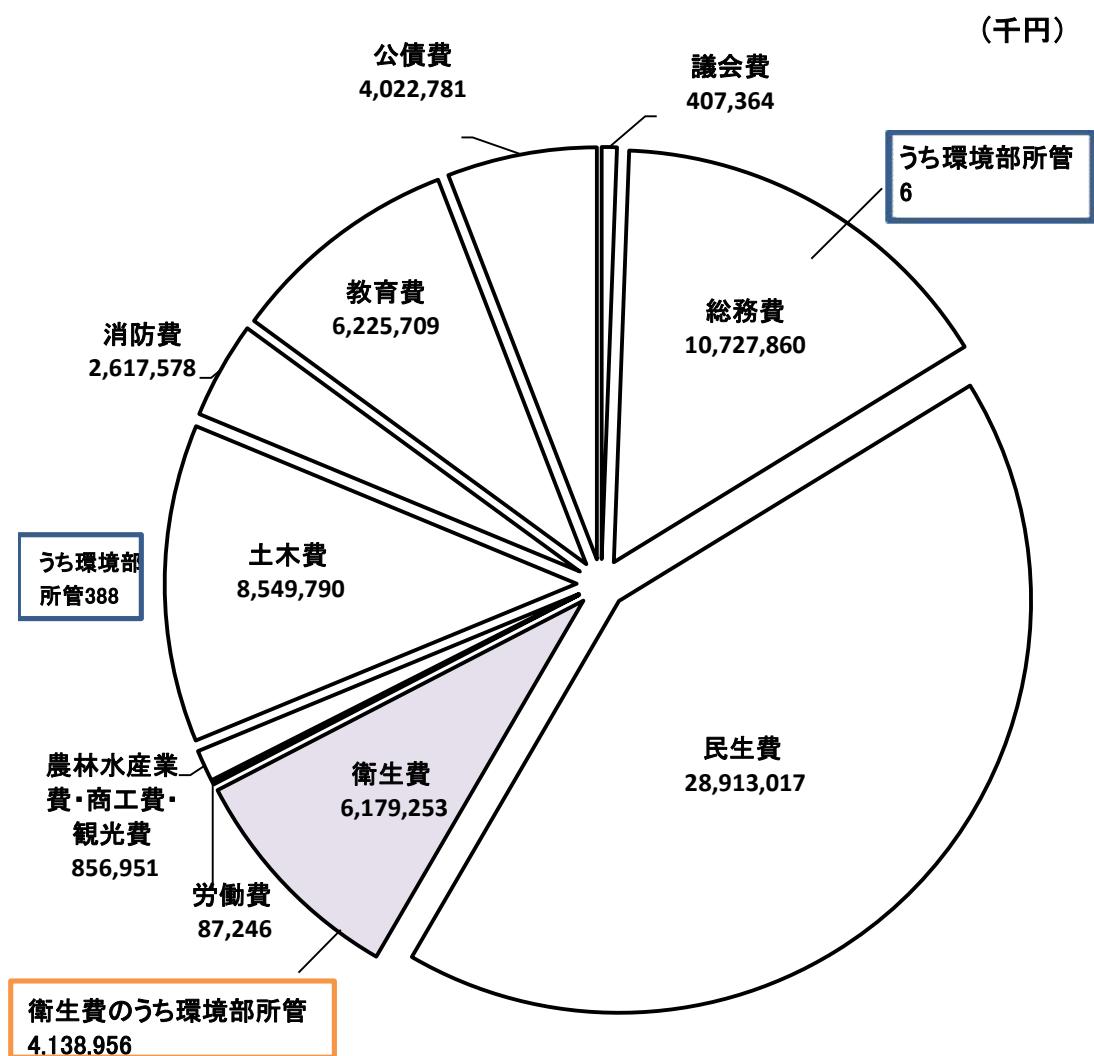
※単位未満の数値がある場合には、原則として四捨五入しているため、合計が各項目の和と一致しない場合があります。

1. 4. 3 鎌倉市の歳出の内訳

令和5年度(2023年度) 一般会計の歳出 68,587,548千円

環境部所管の歳出 4,139,350千円 (人件費含む)

一般会計に対する割合 6.04%



※単位未満の数値がある場合には、原則として四捨五入しているため、合計が各項目の和と一致しない場合があります。